

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年12月23日(2021.12.23)

【公開番号】特開2021-35604(P2021-35604A)

【公開日】令和3年3月4日(2021.3.4)

【年通号数】公開・登録公報2021-012

【出願番号】特願2020-192838(P2020-192838)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 B

A 6 3 F 7/02 3 2 4 B

A 6 3 F 7/02 3 2 4 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年11月9日(2021.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外枠に開閉可能に取り付けられた本体枠と、

前記本体枠に対して着脱可能に取り付けられ、表側に遊技球が流下可能な遊技領域部を有し、裏側に箱状の裏箱部を有する遊技盤と、

遊技球を貯留する球タンク部と、該球タンク部の遊技球を下流に導くタンクレール部と、を有するタンクユニットと、

前記本体枠の上部であって前記タンクユニットを取り付けるための取付部が形成されたタンクユニット取付部材と、  
を具備した遊技機において、

前記タンクユニット取付部材には、第1開口部が形成され、

前記遊技盤における前記裏箱部の上部には、前記遊技盤が前記本体枠に装着された状態で前記第1開口部と上下方向で重ならない第2開口部が形成されてなり、

前記遊技盤が前記本体枠から取り外された状態で該本体枠の前方から前記第1開口部を通じて前記タンクユニットの一部が観認可能であり、

前記遊技盤が前記本体枠に装着された状態では該遊技盤の前記裏箱部の上部から該第2開口部を通じて前記裏箱部内部が観認不能であり、

前記遊技盤が前記本体枠から取り外された状態で該遊技盤の前記裏箱部の上部から該第2開口部を通じて前記裏箱部内部が観認可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記の目的を達成するため本発明は、請求項1に記載したように、

外枠に開閉可能に取り付けられた本体枠と、

前記本体枠に対して着脱可能に取り付けられ、表側に遊技球が流下可能な遊技領域部を有し、裏側に箱状の裏箱部を有する遊技盤と、

遊技球を貯留する球タンク部と、該球タンク部の遊技球を下流に導くタンクレール部と、を有するタンクユニットと、

前記本体枠の上部であって前記タンクユニットを取り付けるための取付部が形成されたタンクユニット取付部材と、

を具備した遊技機において、

前記タンクユニット取付部材には、第1開口部が形成され、

前記遊技盤における前記裏箱部の上部には、前記遊技盤が前記本体枠に装着された状態で前記第1開口部と上下方向で重ならない第2開口部が形成されてなり、

前記遊技盤が前記本体枠から取り外された状態で該本体枠の前方から前記第1開口部を通じて前記タンクユニットの一部が視認可能であり、

前記遊技盤が前記本体枠に装着された状態では該遊技盤の前記裏箱部の上部から該第2開口部を通じて前記裏箱部内部が視認不能であり、

前記遊技盤が前記本体枠から取り外された状態で該遊技盤の前記裏箱部の上部から該第2開口部を通じて前記裏箱部内部が視認可能である

ことを特徴とする。